

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護士野村高助の上告趣意は末尾に添えた書面記載のとおりである。

上告趣意第一点について。

犯罪の場所は旧刑訴第三六〇条にいわゆる罪となるべき事実にあたらぬのみならず、原判決の判文によれば本件犯罪の場所としては大牟田市大字 a b 社宅 c 棟 A 方で傷害を加えた結果同市 d 町（判文に e 町とあるのは挙示の証拠に照し d 町の誤記と認められる。）被害者宅で死亡せしめた旨判示せられているのであるから犯罪場所の具体的摘示として明確であつて、原判決には所論の違法はない。

同第二点について。

所論被告人等が共同して損傷を加えた事実は原判決の判文自体で明らかなように証拠により認められた事実である。このような証拠によつて認定した事実は又一個の事実として証拠となり得ることは勿論であるから原判決が右事実を未必の殺意の証拠資料に供したことは違法でない。そして原判決挙示の証拠によれば判示事実を認めるに足るのであつて原判決には所論のような違法はない。

同第三点について。

所論は畢竟原審の専権に属する事実認定を争うに帰し適法な上告理由とならない。よつて旧刑訴第四四六条に従い主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見である。

検察官 堀忠嗣関与

昭和二五年一〇月一七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 長 谷 川 太 一 郎

裁判官	井	上	登	
裁判官	島		保	
裁判官	河	村	又	介